

## 第5号議案

# 三木市人権・同和教育協議会 2024(令和6)年度 活動方針

### I 基本方針

三木市人権・同和教育協議会(以下「三同教」)は、基本的人権の尊重、自由と平等を基調とし、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決をめざし、三木市民自らが市と協働し人権尊重のまちづくりをすすめることを目的に昭和43(1968)年に設立されました。

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない」と冒頭に謳われた「三木市人権尊重のまちづくり条例」が2001年に制定されてから23年が経ちました。この間私たちは、条例の内実化に努めてきました。その原動力になったのは、言うまでもなく人権課題解決を願う市民一人一人の力ではないでしょうか。

今日の人権をめぐる状況を見ると、日本において少子高齢化による地域の担い手や働き手の減少、インターネット等の情報の広がりなど、急速な社会の変化に対応した、新たな人権教育・啓発の創造が喫緊の課題になっています。

そのような中私たち三同教は、困難を抱え光の当たらない人たちに心を注ぎ込んできました。出自をネット上に晒された人、学ぶ機会をなくした人、ヤングケアラー、LGBTQ+の人々、いじめ被害者、ハラスメント被害者、故郷を奪われた人などへの取組をしてきました。

世界では、人命をないがしろにする戦争や紛争が頻発し、様々な場面で強者による弱者への侵害が公然となされています。また、フェイク情報が蔓延したり、誹謗中傷のネット書込みが行われたりし、社会の混乱を招いています。私たちは、人権を尺度にした真偽を判断する力を培わなければなりません。

これらの人権課題を解決し歩みを進めるためには、学校、職場、地域などあらゆる場面で人権を特別視しないことと、人権を確実に保障するためのルールを作ることが重要です。人権を利己主義と歪曲したり個別問題ととらえ他人事にしたりする風潮を改め、互いを尊重するルール・制度・文化を創り出すことが求められます。

三木市では、住民学習会での意識向上から本年4月の「パートナーシップ」制度の導入につながり、多様性を大切にする教育や市民の要望に対応する行政の成果と言えます。また、子どもの健やかに育つ権利を守る場所が市民の手によってつくられたり、子どもが発言できる権利を守る活動が教育現場で盛んに行われたりしています。

さらに、三木市には人権にかかわる団体や個人がそれぞれの特色を活かした活動をされ、結果として三木市の人権文化の創造に貢献されています。これらの人々が集まり交流することで、さらに人権尊重のまちづくりが進むと確信します。三同教は、その結集を担うように取組を進めてまいります。

2024年度は、市民がより積極的に参画できるように改革をすすめ、ステップアップしていきます。そして、三同教の With(ともに)&Open(ひらく)を合言葉に、三同教が市民に親しまれ人権の拠点になるよう努めていきます。

以上の基本方針をふまえ、以下の重点目標に取り組みます。

### II 重点取組目標

- 1 研究大会をはじめ、上部組織の研究大会や各種研修会、部会活動等において、自ら考え、対話、交流を通して、深い学びとともに学ぶ喜びを実現するために、昨年度の方針を継承し、さらに組織拡大を図りながら以下の活動を実施します。

- ①研究大会では
  - ・課題を焦点化し、各自の実践をより深めるために、意見交流を充実させた分科会にします。
  - ・実践発表者へ研究費等の支援をおこないます。
  - ・分科会関係者との連携を図り、分科会の自主運営、活性化を図ります。
  - ・若い世代や個人の参加を促します。
  - ・新たな課題に対応するために専門的知見を活かしたり当事者の願いに触れたりして、さらに社会のニーズに対応できる分科会を設けます。
- ②専門部会では
  - ・部会目標の共通理解と活動の重点化を図ります。
  - ・「三同教だより」などを活用し、部会活動を多くの人に周知します。
  - ・フィールドワークや実践交流を充実させ、部会活動の活性化を図ります。
  - ・教育現場で即活用できる現地視察や教材開発に取り組みます。
  - ・各部会で様々な研修機会を設け、研修内容を充実させます。
- ③住民学習では
  - ・参加者がふれあいの良さを実感するよう交流する機会を増やすとともに、学習課題を焦点化し、参加者主体の学習会にします。
  - ・地域の「人権リーダー」を活用した深まりのある住民学習を実施します。
  - ・啓発DVDの効果的な活用を図ります。
  - ・他行事と同時に学習会を設けるなど、これまでの住民学習に加え、人権に触れる機会をさらに広げていきます。
- ④じんけんフィールドワークでは
  - ・市民を対象にしたものに加え、学生を対象にした体験学習も実施します。
- ⑤三同教サポーター登録制度の組織を改編し、個人会員・団体会員を設けるなどの組織拡大を図ります。
- 2 学校教育では、子ども一人一人を大切にした人権教育をめざします。
  - ①子どもの権利(生きる・育つ・守られる・参加する)を軸にした人権教育を進めます。
  - ②中学校区での小中の交流など新たな仲間づくりの取組を進めると共に指導者の情報共有と相互研修に努めます。
  - ③情報リテラシーをはじめとする、人権意識の向上に係る実践を交流し、現場での活用に活かします。
  - ④外国籍園児・児童・生徒など、多様な子どもたちへの指導を向上するための研修をサポートします。
  - ⑤教職員の人権意識を高め指導力向上を図るための研修をサポートします。
  - ⑥人権教育の実践をすすめるために、教職員の支援を行っていきます。
- 3 社会教育では、「市民の顔の見える」人権啓発をめざします。
  - ①ラジオ啓発番組「じんけん・こころの小窓」に市民の出演者を増やします。
  - ②「三同教だより」については、タイムリーな話題や活動紹介など人権に親しむ雰囲気づくりに努めます。
  - ③三同教の活動に賛同し、協力していただく活動にかかる費用についてサポートしていきます。
- 4 三同教事務局では、市民参加型のインターネット差別書き込みモニタリング事業を継続していきます。